

役員費用弁償規定

(目的)

第 1 条 この規定は、社会福祉法人桔梗苑福社会定款第 8 条の規定により役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第 2 条 本規定でいう役員とは、評議員、理事、監事及び評議員選任・解任委員をいう。

(役員会等の出席報酬等)

第 3 条 役員が役員会に出席したときは、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第 4 条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員、理事及び評議員選任・解任委員の勤務報酬等)

第 4 条 理事長が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員及び理事（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合には、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第 5 条 監事が役員会に出席したときは、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条事項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が役員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務に当たった場合は、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

但し、決算書類の監査を行える税理士及び会計士等の有資格者の報酬は別表により支払うこととする。

(出張)

第 6 条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

(改正)

第8条 本規定の改正は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

この規定は、平成25年5月29日から施行する。

この規定は、令和4年7月1日から施行する。

別表 1

理事・監事

業務名	役職名	半日	1日	交通費等
役員会報酬	理事長 理事 監事	5,157 円	7,221 円	無、 (ただし、交通費の額が実費弁償 費を超える場合はその額)
勤務報酬				
出張旅費				
監事監査指導報酬等	監事	50,000 円		実費

評議員及び評議員選任・解任委員

業務名	役職名	半日	1日	交通費等
役員会報酬	評議員 評議員選 任・解任 委員	5,157 円	7,221 円	無、 (ただし、交通費の額が実費弁償 費を超える場合はその額)
勤務報酬				
出張旅費				